
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続
IFRS 第 9 号（金融商品）：
項目 ヘッジ会計に関する「削除又は修正」の検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2013 年に IASB 及び IFRS 解釈指針委員会により公表された新規の又は改正された会計基準及び解釈指針のうち、IFRS 第 9 号「金融商品」（ヘッジ会計並びに IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号の修正）（以下「IFRS 第 9 号（2013 年）」という。）及び付随する基準（IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。)) について、修正国際基準において、「削除又は修正」を行わずに採択することが可能かどうかを検討するものである。
2. IFRS 第 9 号（2013 年）に関しては、第 117 回金融商品専門委員会（2015 年 10 月 28 日開催）及び第 24 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2015 年 11 月 19 日）において検討を行っている（いただいたご意見は審議事項(2)-5 にまとめている。）。同専門委員会及び作業部会では、最初に IFRS 第 9 号（2013 年）の全体的な評価を行ったが、その点に関しては大きく問題となる点はないとの事務局の評価に概ね同意する方向であった。また、個別項目として「削除又は修正」を検討する項目として、以下の 2 項目が抽出された（本資料第 7 項から第 9 項）。さらに、これらの個別項目に関して、「削除又は修正」の必要性について検討を行った。
 - (1) 資本性金融商品に対する投資の公正価値ヘッジに関するノンリサイクリング処理（本資料第 10 項から第 21 項）

第 117 回金融商品専門委員会及び第 24 回作業部会において検討を行った。
 - (2) キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベシス・アジャストメント（本資料第 22 項から第 31 項）

第 117 回金融商品専門委員会で審議後、事務局において識別し、第 24 回作業部会において検討を行った。
3. これらの検討状況を踏まえ、前項の項目について「削除又は修正」を行うことが必要か、についてご審議いただきたい。

Ⅱ. IFRS 第9号「金融商品」(2013年)のヘッジ会計に関する分析及び評価

4. 2012年12月31日現在においてIASB及びIFRS解釈指針委員会により公表された会計基準及び解釈指針にはIAS第39号が含まれていたが、IFRS第9号「金融商品」(2013年)により、IAS第39号からヘッジ会計の要求事項が大きく変わっている。当該IFRS第9号(2013年)のヘッジ会計について、エンドースメントを行う上で、以下のとおり分析及び評価する。

IFRS 第9号(2013年)で導入されたヘッジ会計の概要

5. IFRS第9号(2013年)におけるヘッジ会計については、IASBから、主に次のような説明がされている。
- (1) IAS第39号からの修正は、IAS第39号の要求事項は複雑で規則主義的であり、またリスク管理目的で組成された取引が、その目的から乖離した会計処理になってしまうという批判があったためである。
 - (2) IFRS第9号(2013年)におけるヘッジ会計の要求事項により、IAS第39号においてヘッジ会計の適用が困難であった項目についてヘッジ会計が可能になったことや、ヘッジ有効性評価が定量的な閾値に基づくものではなくなったことなどのため、企業がリスク管理活動の影響をより良く会計に反映させることができるようになった。
 - (3) IFRS第9号(2013年)は、IAS第39号に比してリスク管理活動の影響をより会計に反映させるようにするため、ヘッジ会計の要件を含め、個々の項目について、IAS第39号から修正されている。

初度エンドースメント手続におけるIAS第39号の評価

6. 初度エンドースメント手続において、IAS第39号のヘッジ会計について、主に以下の項目につき検討を行ったが、修正国際基準において「削除又は修正」には至らず採択されている。
- (1) ヘッジ会計の種類(公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ)

- (2) 有効性の評価
- (3) ヘッジの会計処理（ヘッジ非有効部分の処理を含む）
- (4) 金利スワップの特例処理、為替予約の振当処理

IFRS 第9号（2013年）のヘッジ会計に対する全体的な評価

7. IFRS 第9号の要求事項とIAS 第39号の要求事項との相違については、17 ページ以後の比較表（IAS 第39号、IFRS 第9号、日本基準）のとおりであるが、ヘッジ会計の適用については、ヘッジ対象やヘッジ手段の識別、適用要件、ヘッジ非有効部分の取扱い等、個々の取扱いは相互に密接に関連しているため、個々の条項を細分化して検討を行うことは適切ではないと考えられる。

このため、第117回金融商品専門委員会では、まず、IFRS 第9号（2013年）のヘッジ会計のモデルについて、IAS 第39号におけるモデルと比較してどのように評価し得るかについて、全体として評価を行うことが適切と考えられ、(1)会計基準に係る基本的な考え方、(2)実務上の困難さ、(3)周辺制度との関連、の観点について検討を行った。そのうえで、個別に「削除又は修正」の検討を行う対象があるかの検討を行った。

8. IFRS 第9号（2013年）の全体的な評価について、以下の事務局の分析を示した。
- (1) 実務上の困難性については、IFRS 第9号（2013年）とIAS 第39号では、ヘッジ会計のモデルについて大幅な変更が行われているが、基本的には、リスク管理活動の影響をより良く会計に反映させることが意図されているものである。このため、実務上の困難性については、IAS 第39号に比して、大きく問題となる点はないと考えられるがどうか。
 - (2) 周辺制度との関連については、これまで、IFRS 第9号（2013年）について特段の懸念は示されていないことから、特段の検討は不要と考えられるがどうか。
 - (3) 会計基準に係る基本的な考え方については、IFRS 第9号（2013年）におけるヘッジ会計のモデルは、全体として、企業のリスク管理活動の影響を財務諸表により適切に反映することが意図されており、ヘッジ会計のモデルの根底にある考え方を大きく変えるものではないと考えられる。よって、少なくとも、全体として、大きく問題となる点はないと考えられるがどうか。
9. また、全体的な評価を踏まえて、個別に「削除又は修正」の検討を行う対象があるかについては、第117回金融商品専門委員会及び第24回作業部会を通じて、次の2項目が識別されており、それ以外、特段、識別された項目はない。

- (1) 17 ページ以降の比較表における「8 公正価値ヘッジの会計処理 (OCI オプションを適用した資本性金融商品)」

第 117 回金融商品専門委員会及び第 24 回作業部会において検討を行った。

- (2) 同比較表における「9 キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理 (ベース・アジャストメント)」

第 117 回金融商品専門委員会で審議後、事務局において識別し、第 24 回作業部会において検討を行った。

ディスカッション・ポイント

第 9 項に記載する 2 つの項目について詳細に検討を行うことについて、ご意見をお伺いしたい。

Ⅲ. 資本性金融商品に対する投資の公正価値ヘッジに関するノンリ

サイクリング処理

10. 次項以降では、第9項で識別された項目のうち、資本性金融商品に対する投資の公正価値ヘッジに関するノンリサイクリング処理（比較表における「8 公正価値ヘッジの会計処理（OCI オプションを適用した資本性金融商品）」）に関して「削除又は修正」の必要性の検討を行う。

関連する IFRS と日本基準の規定の概要

11. 17 ページ以降の比較表における「8 公正価値ヘッジの会計処理（OCI オプションを適用した資本性金融商品）」についての規定の概要は以下のとおりである。

（IFRS 第9号、IFRS 第7号（開示））

12. IFRS 第9号「金融商品」において、売買目的保有ではない資本性金融商品に対する投資について、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益（以下「OCI」という。）に表示する取消不能な選択（以下「OCI オプション」という。）が認められている（IFRS 第9号（2013年）第5.7.5項）。IFRS 第9号（2013年）では、OCI オプションが適用された資本性金融商品に対する投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジにおける会計処理¹について、以下のように規定されている（当該処理とした詳細な理由については、別紙1に記載している。）。

- (1) ヘッジ手段に係る利得又は損失は OCI に認識しなければならない（IFRS 第9号（2013年）第6.5.8項(a)）。
- (2) ヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を調整するとともに、当該金額は OCI に残さなければならない（IFRS 第9号（2013年）第6.5.8項(b)）。
- (3) 公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象エクスポージャーは OCI に影響する可能性があるものでなければならず、認識するヘッジ非有効部分を OCI に表示する（IFRS 第9号（2013年）第6.5.3項）。

13. 前項の取扱いに関連して、IFRS 第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第7号」という。）において、公正価値ヘッジに関して、以下を開示することが要求され、OCI

¹ ヘッジ会計を適用するための適格要件を満たしていることを前提とする。以下同じ。

オプションが適用された資本性金融商品に対する投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジから生じる OCI に認識されるヘッジ非有効部分についても毎期開示が必要となる (IFRS 第 7 号第 24C 項(a))。

- (1) 純損益に認識したヘッジ非有効部分一すなわち、ヘッジ手段とヘッジ対象のヘッジ損益の間の差額 (OCI オプションが適用される資本性金融商品に対する投資のヘッジについては、OCI に認識したもの)
- (2) 認識したヘッジ非有効部分を含んでいる包括利益計算書の表示科目

(IAS 第 39 号)

14. IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」(以下「IAS 第 39 号」という。)において、資本性金融商品に対する投資は、売買目的保有でない限り、売却可能金融資産に区分され、OCI に認識した金額は事後的に純損益にリサイクリングされる。売却可能金融資産に対する公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得又は損失及びヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失の両方を純損益に認識しなければならないとされている。

(日本基準)

15. 日本基準においては、資本性金融商品に対する投資は、売買目的有価証券に区分されない場合には、時価評価差額を OCI に計上するその他有価証券に区分される。その他有価証券をヘッジ対象としたヘッジ会計における会計処理について、以下のよう規定されている。
 - (1) ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部 (繰延ヘッジ損益) において繰り延べる方法による (企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。) 第 32 項) (以下「繰延ヘッジ処理」という。)。繰延ヘッジ損益はヘッジ対象の損益認識時に純損益に計上することが求められている。
 - (2) ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識することもできる (金融商品会計基準第 32 号) (以下「時価ヘッジ処理」という。)。その他有価証券はヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることができるため、この処理方法を適用することが認められている (日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金

融商品会計実務指針」という。)第185項)。

「削除又は修正」の必要性の検討

16. 第117回金融商品専門委員会、第24回作業部会において、「8 公正価値ヘッジの会計処理(OCI オプションを適用した資本性金融商品)」については、以下の観点から、「削除又は修正」が必要と考えられるとの事務局の評価を提示した。

(1) IFRS 第9号においてOCI オプションが適用された資本性金融商品に対する投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジを行っている場合、ヘッジ対象及びヘッジ手段に係る公正価値変動額は、OCI に認識しなければならないとされ、その後の純損益へのリサイクリングが禁止されている(本資料 第12項参照)。

(2) 一方、修正国際基準における企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」(以下「修正会計基準第2号」という。)第4項において、OCI オプションが適用された資本性金融商品に対する投資について、OCI に認識された公正価値変動累計額を、OCI から純損益にリサイクリングしなければならないという内容の「削除又は修正」を行っている。

仮にOCI オプションが適用された資本性金融商品に対する投資をヘッジ対象とする公正価値ヘッジの会計処理についてIFRS 第9号(2013年)の取扱いをそのまま受け入れる場合には、ヘッジ手段について認識されたOCIの公正価値変動累計額は純損益に振り替えられず、ヘッジ対象に関するOCIの公正価値変動累計額のみが純損益に示されることとなり適切ではないと考えられる。また、ヘッジ手段に係るノンリサイクリング処理により、純損益におけるクリーン・サープラス関係が維持されなくなってしまう。このため、修正会計基準第2号において修正されている他のノンリサイクリング処理と整合的に、資本性金融商品に対する投資をヘッジ対象とする公正価値ヘッジの会計処理も「削除又は修正」を行う必要があると考えられるがどうか。

17. 第117回金融商品専門委員会、第24回作業部会において、前項の「削除又は修正」が必要と考えられるとの事務局の評価に同意する意見が聞かれた。

ディスカッション・ポイント

OCI オプションが適用された資本性金融商品に対する投資をヘッジ

対象とする公正価値ヘッジの会計処理については「削除又は修正」が必要と考えられるかどうか。

「削除又は修正」の方法の検討

18. 第 117 回金融商品専門委員会の審議を踏まえて、第 24 回作業部会では、案 3 を追加して、事務局から以下の分析を提示した。

- (1) 仮に OCI オプションが適用された資本性金融商品に対する投資をヘッジ対象とする公正価値ヘッジの会計処理について「削除又は修正」する場合、以下の 3 つの方法が考えられる。

案 1

ヘッジ手段に係る OCI に認識された公正価値変動累計額を、ヘッジ対象（資本性金融商品に対する投資）に係る OCI をリサイクリングする時点で、リサイクリングする。

案 2

ヘッジ対象（資本性金融商品に対する投資）及びヘッジ手段の両方の公正価値変動額を、每期、純損益に認識する。

案 3

OCI オプションが適用された資本性金融商品に対する投資をヘッジ対象とする場合には、案 1 と案 2 の公正価値ヘッジの会計処理のいずれかについて、企業による会計方針の選択とする。

(案 1 について)

- (2) 案 1 の会計処理は、ヘッジ手段に係る公正価値変動額を OCI に認識し、ヘッジ対象（資本性金融商品に対する投資）について減損損失を認識する場合及び認識の中止を行う場合に、その他包括利益累計額に認識されている関連する金額についてリサイクリングを通じて純損益に認識するものである。
- (3) この会計処理は日本基準におけるその他有価証券に対するヘッジ会計に関する原則的な取扱いと整合的と考えられる。
- (4) また、日本基準では、売買目的保有以外の資本性金融商品に対する投資につ

いて、評価損益を純損益に認識する取扱いを認めておらず、当委員会は、これまで、売買目的保有以外の資本性金融商品に対する投資については、当該投資がヘッジ対象に指定されるか否かに係わらず、財務業績の観点からは、当該投資の公正価値変動額を OCI に認識すべきとして国際的な意見発信を行っている。

したがって、案 1 の会計処理は、投資の性格に応じて事後評価における取扱いを区別しようとする我が国における基本的な考え方とより整合的であると考えられる。

- (5) 一方で、この会計処理は、ヘッジ手段の公正価値変動額とヘッジ対象の公正価値変動額の差額であるヘッジ非有効部分をヘッジ対象のリサイクリング時点まで追跡する必要があるため、ヘッジ対象の部分売却や減損損失の認識などが頻繁にある場合には、実務上、一定程度ヘッジ非有効部分の記録が煩雑になる可能性があると考えられる。
- (6) なお、案 1 の会計処理によると、ヘッジ非有効部分は、結果的に、ヘッジ手段に係る OCI をリサイクリングした時に純損益に認識されることとなることが想定される。
- (7) 案 1 の場合の修正会計基準第 2 号第 4 項に加える「削除又は修正」の案は以下のとおりである²。

修正会計基準第 2 号第 4 項に次を挿入する（下波線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。

J-5.7.6F 項

5.7.5 項の取消不能な選択を行った資本性金融商品への投資に対して公正価値ヘッジを適用した場合には、ヘッジ手段に係る利得又は損失は、その他の包括利益に認識しなければならない。ただし、ヘッジ対象に係る利得又は損失を純損益に認識する際には、6.5.3 項及び 6.5.8 項の規定にかかわらず、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額のうち純損益に認識したヘッジ対象に係る利得又は損失に対応する部分を、その他の包括利益累計額から純損益に組替調整額として振り替えなければならない。

² 第 24 回作業部会の指摘を踏まえて文言を修正している。

(案2について)

- (8) 案2の会計処理は、ヘッジされるリスクに係るヘッジ対象の公正価値変動額とヘッジ手段の公正価値変動額の両方を純損益に認識するものである。
- (9) この会計処理は2014年7月に改定されたIFRS第9号(以下「IFRS第9号(2014年)」という。)に導入された金融資産の区分³(OCIを通じて公正価値で測定する金融資産(以下「FVOCI」という。))に対する公正価値ヘッジの会計処理⁴と整合的なものとなる。
- (10) また、この会計処理はIAS第39号の売却可能金融資産に対する公正価値ヘッジ及び日本基準におけるその他有価証券に対する時価ヘッジ処理とも同様の会計処理である。さらに、この会計処理は、ヘッジ手段の公正価値変動額とヘッジ対象の公正価値変動額の差額であるヘッジ非有効部分をヘッジ対象のリサイクリング時点まで追跡する必要がないため、企業がヘッジ活動を行う方法によっては、実務上容易な方法になり得ると考えられる。
- (11) 一方で、案2の会計処理は、資本性金融商品に対する投資の公正価値変動額をOCIではなく純損益に認識することとなるため、我が国における基本的な考え方との整合性は案1と比較すると十分に確保されないという指摘がある(本資料第18項(4)参照)。
- (12) なお、案2の会計処理によると、ヘッジ非有効部分は、結果として、毎期、純損益に自動的に認識されることとなる。

(案3について)

- (13) 案3の会計処理は、案1と案2の会計処理について、企業に会計方針の選択として認めるものである。
- (14) この会計処理は日本基準におけるその他有価証券に対するヘッジ会計において、繰延ヘッジ処理と時価ヘッジ処理の両方を認めている取扱いと整合的と考えられる。

「削除又は修正」の方法に対する事務局の提案

³ 契約キャッシュ・フロー特性の要件を満たす金融資産を対象とする区分であり、主にプレーンな債券や債権が対象となる。

⁴ ヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失は、純損益に認識しなければならない(IFRS第9号(2014年)第6.5.8項(b))。

(15) 案1の会計処理は、OCIに関する我が国の基本的な考え方とより整合的となるメリットがある。案2を採用すると、資本性金融商品に対する投資の公正価値変動額をOCIではなく純損益に認識することとなるため、我が国における基本的な考え方との整合性は案1と比較すると十分に確保されない(本資料第18項(11)参照)ほか、企業がOCIオプションを採用した効果が減殺され、企業の資産の保有意図と合わない会計処理となる可能性がある。

(16) 一方、案2では、ヘッジ非有効部分の把握が会計処理上は不要となるため、部分売却や減損損失の認識の際等、実務が行いやすくなる可能性がある点、IFRS第9号のFVOCIに分類される金融資産に対する公正価値ヘッジと整合的な処理となる点が、メリットとして考えられる。

また、案3は、日本基準におけるその他有価証券に対するヘッジ会計の取扱いと整合的であり、企業が行うヘッジ会計の利便性が向上する可能性はあるが、会計方針の選択とする場合には、国際的な意見発信におけるOCIに関する我が国の基本的な考え方の主張が弱まる可能性があると考えられる。

(17) 上記を比較考量すると、部分売却などから生じる煩雑さは限定的であると考えられ、我が国における基本的な考え方に関する主張との整合性をより重視する観点から、案1を採用することが適切であると考えられるがどうか。

19. 前項の分析について、第117回金融商品専門委員会では、案1を支持する意見が多く見られたが、日本基準で時価ヘッジを認めている中で案1が案2より明らかに優位であるとまでは考えられないとの意見や、案1と案2の間の会計方針の選択(案3)とすべきとの意見も示された。

また、第24回作業部会では、金融商品専門委員会と同様に、案1を支持する意見が複数聞かれたが、案3を支持する意見や、案1であっても非有効部分の純損益認識を妨げるべきでないとの意見もあった。

20. これらの意見を踏まえると、日本基準との整合性の観点では案3が考えられるが、「削除又は修正」に関する意見発信の役割を重視するのであれば、OCIに関する我が国の基本的な考え方とより整合的な案1とすべきであると考えられ、本資料第18項(7)の「削除又は修正」を行うことが考えられるがどうか。

21. なお、案1であっても、作業部会での指摘のように、非有効部分の純損益認識を強制又は許容することも考えられるが、修正会計基準第2号では、OCIに含まれたすべての項目のリサイクリング処理を強調しており、この考え方をシンプルに主張する観点からは、非有効部分の純損益認識等については、特段の調整を行わないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

OCI オプションが適用された資本性金融商品に対する投資をヘッジ対象とする公正価値ヘッジの会計処理について「削除又は修正」を行う場合の方法として、本資料第 20 項及び第 21 項のように、案 1 を採用し、非有効部分の純損益認識について特段の調整を行わず、修正会計基準第 2 号に本資料第 18 項(7)の文案を追加する事務局の提案についてご意見を頂きたい。

IV. キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベースス・アジャストメント

22. 次項以降では、第 9 項で識別された項目のうち、18 ページ以降の比較表における「9 キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理 (ベースス・アジャストメント)」について、「削除又は修正」の必要性について検討を行う。

関連する IFRS と日本基準の規定の概要

23. 「9 キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理 (ベースス・アジャストメント)」についての規定の概要は以下のとおりである。

(IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号 (開示))

24. IFRS 第 9 号 (2013 年) において、キャッシュ・フロー・ヘッジについて、対象となる予定取引がその後に実施され、非金融資産若しくは非金融負債が認識される等⁵の場合には、企業は、ヘッジ手段に関して累積された OCI の金額 (キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金) を資本から減額して、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならないとされている (ベースス・アジャストメント)。これは組替調整⁶ではないため、OCI には影響しないとされている (IFRS 第 9 号 (2013 年) 第 6.5.11 項(d))。
25. IFRS 第 9 号 (2013 年) において、ベースス・アジャストメントを行う際に、OCI 累計額の減額を包括利益計算書に反映させない取扱いとした理由として、IFRS 第 9 号 (2013 年) の結論の根拠では次の理由が挙げられている (IFRS 第 9 号 (2013 年) BC6. 380-381 項)。
- (1) ベースス・アジャストメントを組替調整として会計処理すると、その金額が OCI を通じて非金融商品項目が認識される期間と、減価償却費又は売上原価を通じて非金融商品項目が純損益に影響を与える期間の 2 度にわたって異なる期間に包括利益に影響すると考えられたこと。
 - (2) ベースス・アジャストメントを組替調整として表示すると、ベースス・アジャストメントが業績事象であるとの誤解を招く印象を生む懸念があること。

⁵ 非金融資産若しくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が、公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合が含まれる。

⁶ 組替調整とは、当期又は過去の期間において OCI で認識され、当期において純損益に組み替えることをいい、いわゆるリサイクリングのことを指す。

- (3) ベーシス・アジャストメントを組替調整としない場合、全期間を通じての包括利益合計が歪められる。しかし、ベーシス・アジャストメントのあった期又は全体の期間にわたってのいずれかで生じる OCI のある種の歪みは避けられず、ベーシス・アジャストメントのあった期間における組替調整の影響の方が、組替調整を用いないことによる全体の期間への影響よりも、誤解を招く度合いが大きいと考えられたこと。

(IAS 第 39 号)

26. IAS 第 39 号におけるキャッシュ・フロー・ヘッジについては、ベーシス・アジャストメントの取扱いと、OCI に認識した関連する利得又は損失を取得された資産又は発生した負債が純損益に影響を与えるのと同じ期（減価償却費又は売上原価が認識される期など）に組替調整額として純損益に振り替える処理の会計方針の選択とされ、関係するすべてのヘッジにそれを首尾一貫して適用しなければならないとされている（IAS 第 39 号第 98 項、第 99 項）。ただし、この場合のベーシス・アジャストメントは、IFRS 第 9 号（2013 年）と異なり、ヘッジ対象とされた予定取引で購入した資産の取得価額に加減された金額を、包括利益計算書に表示される OCI の一部とするものと考えられる⁷。なお、IFRS 第 9 号（2013 年）で本資料第 24 項の処理に一本化されたのは、組替調整の実務上の煩雑さを考慮したためとされる。

(日本基準)

27. 日本基準では、ヘッジ対象とされた予定取引が棚卸資産や有形固定資産などの資産の購入である場合にベーシス・アジャストメントが要求されているが、これは IAS 第 39 号のベーシス・アジャストメントと同様であり、ヘッジ対象とされた予定取引で購入した資産の取得価額に加減された金額は、連結包括利益計算書に表示される OCI の一部となり、組替調整額に準じて開示することが適当と考えられるとされている（企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」第 31 項(2)）。

「削除又は修正」を検討する理由

28. 第 117 回金融商品専門委員会終了後、IFRS 第 9 号（2013 年）におけるベーシス・アジャストメントについて、事務局において、「削除又は修正」を検討する項目に追加すべきかについて検討を行い、第 24 回作業部会において以下の分析及び評価

⁷ IAS 第 39 号には明示されていないが、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」適用ガイダンスに該当する項目が例示されている。

を示した⁸。

- (1) IFRS 第9号(2013年)のベースス・アジャストメントの処理は、キャッシュ・フロー・ヘッジに関するヘッジ手段の評価差額である OCI 累計額を減額して、ヘッジ対象の資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならないとされ、これは組替調整ではなく包括利益計算書には影響しないとされている。

この方法は、日本基準において OCI 累計額の減額を連結包括利益計算書に表示することと異なっており、この方法による場合、包括利益合計が資本取引を除く純資産の増減と一致しないこととなる。

この点、当委員会による IASB 公開草案「ヘッジ会計」に対するコメント(2011年3月9日提出)においても、包括利益の概念に反する処理であると指摘している(別紙2参照)。

- (2) ASBJ は、これまで純損益の議論をする中で、純損益と包括利益は利益の認識のタイミングが異なるだけであり、両者のタイミングが異なる場合に、連結環として OCI を用いると主張してきた。本資料第24項のベースス・アジャストメントの処理によれば、全期間通算した包括利益と全期間通算した純損益は異なることとなり、ASBJ の純損益の議論における主張と異なることとなる。このため、IFRS 第9号(2013年)のベースス・アジャストメントについて追加の検討が必要と考えられる。

29. 第24回作業部会では「削除又は修正」を検討する項目とすることに、特段の異論は聞かれなかった。

「削除又は修正」の必要性の検討

30. 修正会計基準第2号では、OCIに含まれた項目がすべて、その後、純損益へのリサイクリング処理が必要と主張する理由の中で、「包括利益と純損益の相違は、一部の資産及び負債について貸借対照表で使用される測定基礎と純損益を算出するために使用される測定基礎との相違から生じるものであり、本質的には時期の相違と考えられる。」とし、「概念上、全会計期間を通算した純損益の合計額は、全会計期間を通算した包括利益の合計額と等しくなる。」としている。純損益の有用性を確保することが修正会計基準第2号でノンリサイクリングを「削除又は修正」した理由であるが、その主張を行う上で純損益と包括利益は認識される時期の相違である

⁸ 第24回作業部会での指摘を踏まえて、IAS 第39号の取扱いに関する記述を修正している。

との理由づけをしており、この考え方を一貫して主張していくために、IFRS 第9号(2013年)のベースス・アジャストメントの取扱いを「削除又は修正」すべきと考えるがどうか⁹。

31. 修正会計基準第2号に加える「削除又は修正」の案は、以下のとおりである。

(新設) 修正会計基準第2号第5-1項

IFRS 第9号(2013年)におけるキャッシュ・フロー・ヘッジ会計におけるベースス・アジャストメントに関する規定について、次の「削除又は修正」を行う(下波線は追加部分、取消線は削除部分を示す)。

J-6.5.11項(d)(i)

ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産若しくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、企業は、当該金額をキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去してその他の包括利益に含めるとともに、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない。~~これは組替調整ではない (IAS 第1号「財務諸表の表示」参照) ので、その他の包括利益には影響しない。~~

ディスカッション・ポイント

「9 キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理(ベースス・アジャストメント)」について、本資料第30項、第31項のとおり、「削除又は修正」を行うべきとの提案についてご意見をいただきたい。

以 上

⁹ 第24回作業部会では、本論点について純損益には影響ないため「削除又は修正」は必要ないのではないかとこの提案を事務局より行った。ただし、作業部会の多くの委員より純損益と包括利益の関係に関する我が国の主張を一貫して行うために、「削除又は修正」すべきではないかとのご意見を頂いたため、事務局提案を修正した。

IFRS (2012年12月末現在) と新規の又は改正された IFRS (2013年12月末現在) の比較: IFRS 第9号「金融商品」(2013年) 及び付随する基準の改定における主な変更項目

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC (2012年12月31日現在) における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	(参考) 日本基準における取扱い
1	ヘッジ会計の目的	・ヘッジ会計は、ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の変動が純損益に与える相殺的な影響を認識する (IAS 第39号第85項)。	・ヘッジ会計の目的は、財務諸表において、企業のリスク管理活動の影響を表現することである。 ・ヘッジ活動とは、純損益 (又はその他の包括利益) に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる活動である。(IFRS 第9号 (2013年) 第6.1.1項)	・ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう (「金融商品に関する会計基準」第29項)。 ・経済的実態が財務諸表に反映させるため、ヘッジ対象及びヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を財務諸表に反映させるヘッジ会計が必要と考えられる (「金融商品に関する会計基準」第97項)。
2	適格なヘッジ手段 (デリバティブ以外)	・非デリバティブ金融資産又は非デリバティブ金融負債は、為替リスクのヘッジの場合にのみ、ヘッジ手段として指定できる (IAS 第39号第72項)。	・純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産又は金融負債は、ヘッジ手段として指定することができる (負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の金額をその他の包括利益に表示するものは除く) (IFRS 第9号 (2013年) 第6.2.2項)。 ・為替リスクのヘッジについては、非デリバティブ金融資産又は非デリバティブ金融負債の為替リスク要素 (OCI オプションを適用した資本性金融商品に対する投資を除く) (IFRS 第9号 (2013年) 第6.2.2項)。	・デリバティブ取引以外のヘッジ手段としては、次のいずれかのみについてヘッジ会計の適用を認める (「金融商品会計に関する実務指針」第165項)。 (1) 次の外貨建取引等の為替変動リスクをヘッジする目的の外貨建金銭債権債務又は外貨建有価証券 ① 予定取引 ② その他有価証券 ③ 在外子会社等に対する持分への投資 (2) 保有するその他有価証券の相場変動をヘッジする目的の信用取引 (売付け) 又は有価証券の空売り
3	適格なヘッジ対象 (合計エクスポージャー)	・買建オプションを除き、デリバティブはヘッジ対象としては指定できない (IAS 第39号 AG94 項、IFRS 第9号 (2013年) BC6.158 項)。	・ヘッジ対象として適格となり得るエクスポージャーとデリバティブとの組合せである合計エクスポージャーは、ヘッジ対象として指定することができる (IFRS 第9号 (2013年) 第6.3.4 項)。	・変動金利借入れと固定化スワップの組合せポジションはヘッジ対象としては適格ではない (「金融商品会計に関するQ&A」Q48)。
4	適格なヘッジ対象 (非金融商品のリスク要素)	・ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債である場合には、ヘッジ対象としての指定は、為替リスクについて、又は全体ですべてのリスクについて、行わなければならない (IAS 第39号第82 項)。	・企業は、金融商品及び非金融商品の特定のリスク要素をヘッジ対象として指定することができる (IFRS 第9号 (2013年) 第6.3.7 項)。	・外貨による予定取引の為替変動リスクのヘッジを除いて、非金融商品の特定のリスクをヘッジ対象とすることに関する規定はない (「金融商品会計に関する実務指針」第169 項)。
5	ヘッジ会計の適格要件 (ヘッジ有効性の定量的判定)	・ヘッジ関係は、以下のヘッジ有効性の要求を満たす場合にのみ、ヘッジ会計の要件を満たす (IAS 第39号第88 項 (b) (d) (e))。 ・ヘッジが、その特定のヘッジ関係について当初に文書	・ヘッジ関係は、以下のヘッジ有効性の要求のすべてを満たす場合にのみ、ヘッジ会計に適格となる (IFRS 第9号 (2013年) 第6.4.1 項 (c))。 ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があるこ	・ヘッジ取引時以降において、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていることが求められている (「金融商品に関する会計基準」第31 項 (2))。 ・ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC (2012 年 12 月 31 日現在) における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	(参考) 日本基準における取扱い
		<p>化されたリスク管理戦略に沿って、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、非常に有効であると見込まれること</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘッジの有効性が信頼性をもって測定できること。 ヘッジが継続的に評価され、指定されていた財務報告期間を通じて、実際に非常に有効であったと判断されていること ヘッジは、次の要件の両方が満たされる場合に、非常に有効であるとみなされる (IAS 第 39 号 AG105 項)。 <ul style="list-style-type: none"> ヘッジの開始時及びその後の期間において、ヘッジが指定されている期間中のヘッジされているリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動の相殺を達成する際に、ヘッジが非常に有効であると見込まれること ヘッジの実際の結果が 80%から 125%の範囲内にあること 	<p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用リスクの影響が、当該経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること ヘッジ関係の開始時及び継続的に、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを評価しなければならない (IFRS 第 9 号 (2013 年) B6. 4. 12 項)。 	<p>性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断する。両者の変動額の比率がおおむね 80%から 125%までの範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があると認められる (「金融商品会計に関する実務指針」第 156 項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘッジ取引開始時の事前テストと、ヘッジ取引時以降の事後テスト (ヘッジ期間を通して高い有効性 (80-125%) が保たれていることを確かめること) が求められているが、その後の期間においてヘッジが非常に有効であると見込まれることを確かめることは明示されていない (「金融商品会計に関する実務指針」第 143 項、第 146 項、第 323 項)。 一般的にヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、有効性の判定は省略することができる (「金融商品会計に関する実務指針」第 158 項)。
6	適切なヘッジ関係の会計処理 (バランス再調整)	<ul style="list-style-type: none"> バランス再調整に関する規定はなく、一般的なヘッジ関係の要求事項 (IAS 第 39 号第 88 項) に従うため、ヘッジの開始時に予想して文書化していなかった調整を既存のヘッジ関係の調整として扱うことを認めておらず、当該調整は当初のヘッジ関係の中止と新しいヘッジ関係の開始として処理することになる。(IFRS 第 9 号(2013 年)BC6. 300 項)。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求に合致しなくなったが、その指定されたヘッジ関係についてのリスク管理目的は依然として同じである場合には、企業は、適格要件を再び満たすようにヘッジ関係のヘッジ比率を調整 (バランス再調整) しなければならない (IFRS 第 9 号 (2013 年) 第 6. 5. 5 項)。 企業は、ヘッジ関係の存続期間中のヘッジ関係に影響すると予想したヘッジ非有効部分の発生原因を分析し、相殺の程度の変化が、次のいずれなのかを評価する (IFRS 第 9 号 (2013 年) B6. 5. 11 項～B6. 5. 14 項)。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 依然として有効なヘッジ比率の周辺での変動 (b) ヘッジ比率がもはやヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係を適切に反映していないという兆候 (a) については、ヘッジ非有効部分の測定及び認識の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ会計の要件が充たされなくなった時には、ヘッジ会計の要件が充たされていた間のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで引き続き繰り延べる (「金融商品に関する会計基準」第 33 項)。 ヘッジ関係がヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計の適用を中止しなければならない (「金融商品会計に関する実務指針」第 180 項)。

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC (2012 年 12 月 31 日現在) における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	(参考) 日本基準における取扱い
			であり、バランス再調整を必要としない。(b)については、ヘッジ非有効部分をヘッジ比率の調整により削減することができるため、バランス再調整を行う可能性がある。	
7	適格なヘッジ会計の会計処理(ヘッジ会計の中止)	・企業は、ヘッジがヘッジ会計の要件をもはや満たさない場合に加え、企業が指定を取り消した場合にも、ヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない(IAS 第 39 号第 91 項(c)、101 項(d))。	・企業は、ヘッジ関係(又はヘッジ関係の一部)が適格要件を満たさなくなった場合(該当がある場合には、ヘッジ関係のバランス再調整を考慮に入れた後)にのみ、将来に向かってヘッジ会計を中止しなければならない(IFRS 第 9 号(2013 年)第 6.5.6 項)。	・ヘッジ会計の任意の中止に関する規定は存在しない。
8	公正価値ヘッジの会計処理(OCI オプションを適用した資本性金融商品)	・公正価値ヘッジにおいて、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失及びヘッジ手段に係る利得又は損失は、純損益に認識しなければならない(IAS 第 39 号第 89 項)。	・公正価値ヘッジにおいて、OCI オプションを適用した資本性金融商品がヘッジ対象である場合には、ヘッジ対象及びヘッジ手段に係る利得又は損失をその他の包括利益に認識しなければならず、純損益にリサイクリングされない(IFRS 第 9 号(2013 年)第 6.5.8 項)。認識するヘッジ非有効部分はその他の包括利益に表示する(IFRS 第 9 号(2013 年)第 6.5.3 項)。	・ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による(繰延ヘッジ)(「金融商品に関する会計基準」第 32 項)。 ・ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識することもできる(時価ヘッジ)(「金融商品に関する会計基準」第 32 項)。この処理方法の適用対象は、その他有価証券のみであると解釈される(「金融商品会計に関する実務指針」第 185 項)。
9	キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理(ベーク・アジャストメント)	・予定取引のヘッジがその後において非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合等において、企業は、その他の包括利益に認識した関連する利得又は損失について、次のいずれかを会計方針として採用し、関係するすべてのヘッジに首尾一貫して適用しなければならない。 ・取得された資産又は発生した負債が純損益に影響を与えるのと同じ期に組替調整額として純損益に振り替える。 ・資産又は負債の当初の取得原価又は他の帳簿価額に含める。 (IAS 第 39 号第 98 項、第 99 項)。	・キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、ヘッジされた予定取引がその後において非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合等において、企業は、当該金額をキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去して、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない(ベーク・アジャストメント)(IFRS 第 9 号(2013 年)第 6.5.11 項(d)(i))。	・予定取引のヘッジについてヘッジ会計を適用したことにより繰り延べられたヘッジ手段に係る損益(繰延ヘッジ損益)は、当該予定取引の実行時において、次のように処理する(「金融商品会計に関する実務指針」第 170 項)。 (2) 予定取引が資産の取得である場合 ヘッジ対象とされた予定取引が、棚卸資産や有形固定資産などの資産の購入である場合には、繰延ヘッジ損益はこれらの資産の取得価額に加減し、当該資産の取得価額が費用計上される期の純損益に反映させる。
10	オプションの	・ヘッジ関係はヘッジ手段全体について指定される。認め	・企業がオプション契約の本源的価値と時間的価値を区分	・ヘッジ手段として用いられるオプションの時間的価値及び

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC (2012 年 12 月 31 日現在) における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	(参考) 日本基準における取扱い
	時間的価値・先渡契約の先物要素・外貨ベース・スプレッドの会計処理	<p>られる例外は、次のもののみである (IAS 第 39 号第 74 項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オプションの本源的価値と時間的価値を区分して、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段として指定し、その時間的価値の変動を除外すること ・先渡契約の金利要素と直物価格とを区分すること 	<p>し、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定している場合には、オプションの時間的価値を次のように会計処理しなければならない (IFRS 第 9 号 (2013 年) 第 6.5.15 項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引に関連したヘッジ対象をヘッジしているオプションの時間的価値の公正価値変動は、ヘッジ対象に関連する範囲でその他の包括利益に認識し、その累計額はキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて資本に累積された金額に対する方法に準じて会計処理する。 ・期間に関連したヘッジ対象をヘッジしているオプションの時間的価値の公正価値変動は、ヘッジ対象に関連する範囲でその他の包括利益に認識しなければならない。オプションをヘッジ手段に指定した日現在の時間的価値は、そのヘッジ調整が純損益 (又はその他の包括利益) に影響を与える可能性のある期間にわたって償却し、純損益に組替調整額として振り替えなければならない。 ・企業が先渡契約の先物要素と直物要素を区分し、先渡契約の直物要素の価値の変動のみをヘッジ手段に指定している場合には、又は金融商品から外貨ベース・スプレッドを区分して、それを当該金融商品のヘッジ手段としての指定から除外している場合には、当該先渡契約の先物要素又は外貨ベース・スプレッドに、オプションの時間的価値に適用する方法と同じ方法を適用することができる (IFRS 第 9 号 (2013 年) 第 6.5.16 項)。 	<p>先渡契約に係るプレミアム・ディスカウント (以下「時間的価値等」という。) については、次の二つの処理方法が考えられるが、いずれの方法によることも認められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ヘッジ手段の時価変動のうち時間的価値等の変動を除いた部分 (本源的価値の変動) のみを繰延処理の対象とし、時間的価値等の変動を直ちに当期の純損益に計上する方法 ② 時間的価値等を含めたヘッジ手段の時価変動の全体を繰延処理の対象とする方法 <p>いずれの方法を採用する場合においても、ヘッジの有効性判定においては時間的価値等の変動を除外して判定することができる。</p>
11	ヘッジ対象としての項目グループの適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・類似の資産又は類似の負債は、そのグループ中の個々の資産及び個々の負債が、ヘッジされるものとして指定されているエクスポージャーを共有している場合のみ、合算してグループとしてヘッジ対象としなければならない。さらに、そのグループの中の個々の項目についての、ヘッジされているリスクに起因する公正価値の変動は、その項目のグループのヘッジされているリスクに起因する公正価 	<ul style="list-style-type: none"> ・純額ポジションを構成する項目グループを含む、項目グループは、次の場合のみ、適格なヘッジ対象である (IFRS 第 9 号 (2013 年) 第 6.6.1 項)。 ・個々に適格なヘッジ対象である項目 (その構成要素も含む) で構成されている。 ・当該グループの各項目が、リスク管理の目的上、グループとして一括して管理されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ対象が複数の資産又は負債から構成されている場合は、個々の資産又は負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるものでなければならない (「金融商品に関する会計基準」注 11 なお書き)。 ・純額ポジションがヘッジ対象として適格かどうかに関する規定はない。

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC (2012 年 12 月 31 日現在) における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	(参考) 日本基準における取扱い
		<p>値の全体の変動におおむね比例すると見込まれていなければならない (IAS 第 39 号第 83 項)。</p> <p>・企業は、ヘッジの有効性の評価をヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を比較することによって行うので、あるヘッジ手段を、特定のヘッジ対象と比較するのではなく、全体的な純額ポジションと比較することは、ヘッジ会計の要件を満たさない (IAS 第 39 号第 84 項)。</p>	<p>・項目グループのキャッシュ・フロー・ヘッジで、各項目のキャッシュ・フローの変動性が、グループのキャッシュ・フローの全体的な変動性にほぼ比例しているとは予想されず、相殺しあうリスク・ポジションが生じる場合において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替リスクのヘッジであり、かつ、 ・その純額ポジションの指定が、予定取引が純損益に影響すると見込まれる報告期間を、その内容及び数量とともに、特定している。 	
12	信用リスクエクスポージャーを純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する選択肢	<p>・該当する規定はない。</p>	<p>・金融商品の信用エクスポージャーを管理するために、クレジット・デリバティブを使用しており、一定の要件を満たす場合には、当該信用エクスポージャーを純損益を通じて公正価値測定するものとして指定することができる (第 6.7.1 項)。</p> <p>・公正価値オプションの会計処理と異なり、当初認識後にも指定することができる。一定の要件に該当する場合には、この指定を中止しなければならない (IFRS 第 9 号 (2013 年) 第 6.7.1 項、第 6.7.3 項)。</p>	<p>・該当する規定はない。</p>
13	自己使用の非金融商品に対する公正価値オプション ¹	<p>・IAS 第 39 号は、現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品の売買契約に、あたかも当該契約が金融商品であるかのように、適用しなければならない。ただし、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しのために締結され、引き続きその目的で保有されている契約は除く (自己使用の例外) (IAS 第 39 号第 5 項)。</p>	<p>・左記に加えて、自己使用の非金融商品項目の売買契約について、そのようにすることが会計上のミスマッチを解消又は著しく低減する場合には契約開始時に公正価値オプションの指定を行うことができる (IAS 第 39 号第 5A 項)。</p>	<p>・公正価値オプションの規定はなく、該当する取引は生じない。</p>

以 上

¹ 非金融商品に対する公正価値オプションは、IFRS 第 9 号 (2013 年) の公表と同時に、IAS 第 39 号が改定され導入されたものである。IFRS 第 9 号 (2013 年) においては、「第 2 章 範囲」は IAS 第 39 号の記述を参照しているため、IFRS 第 9 号の改定は行われなかった。

別紙 1

IFRS 第 9 号 (2013 年) における OCI オプションが適用された資本性金融商品に対する投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジの会計処理に係る背景

1. IAS 第 39 号において、売却可能金融資産に区分される資本性金融商品に対する投資に対する公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得又は損失及びヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失の両方を純損益に認識しなければならないとされ、ヘッジ非有効部分は常に純損益に認識することになるとされている。
2. 2009 年 11 月に公表された IFRS 第 9 号では、資本性金融商品に対する投資に関して OCI オプションが設けられ、OCI オプションが適用される資本性金融商品に対する投資について OCI に認識した金額は事後的に純損益にリサイクリングすることができないこととされた。当該取扱いは2013年11月に公表された IFRS 第 9 号(2013 年)においても引き継がれている (IFRS 第 9 号 (2013 年) 第 5.7.5 項、B5.7.1 項)。
3. IASB は、IAS 第 39 号において、ヘッジ関係をヘッジすべきエクスポージャーが純損益に影響を与える可能性のある関係と定義していたため、ヘッジされるエクスポージャーが OCI に影響を与えるが OCI から純損益への振替がない場合には、ヘッジ会計を適用できないとして、OCI オプションが適用される資本性金融商品に対する投資への公正価値ヘッジを禁止することを提案した (IFRS 第 9 号 (2013 年) BC6.105 項、BC6.106 項)。
4. しかし、公開草案に対するコメント提出者のほぼ全員が、OCI オプションが適用される資本性金融商品に対する投資の公正価値変動リスクを管理する活動とヘッジ会計をより密接に合わせられるようにすべきという観点から当該提案に反対した (IFRS 第 9 号 (2013 年) BC6.111 項)。IASB はこれらの批判を受けて公開草案の提案を再検討し、OCI オプションが適用される資本性金融商品に対する投資をヘッジ対象に指定することを認めることを前提に以下の 2 つのアプローチを検討した。
 - (1) ヘッジ非有効部分を常に純損益に認識する。
 - (2) ヘッジ非有効部分を常に OCI に認識する。
5. IASB は再検討の結果、前項(2)に記述したヘッジ非有効部分を常に (リサイクリングなしに) OCI に認識するアプローチを採用した。理由は以下のとおりである (IFRS 第 13 号 (2013 年) BC6.113 項~BC6.115 項)。
 - (1) ヘッジ非有効部分を常に純損益に認識することは、資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示するという取消不能の選択と整合せず、金融商品の会計処理の複雑性を低減するという目的を損なうことになる。

- (2) ヘッジ非有効部分を常に OCI に認識することは、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項と矛盾することなく、ヘッジ会計を容易にすることができ、その結果、ヘッジ非有効部分は純損益に表示されないが、ヘッジ対象の価値変動の表示には常に従うこととなる。

IASB 公開草案「ヘッジ会計」に対する ASBJ コメント (2011 年 3 月 9 日提出) の抜粋

3. 追加論点

91. ベーシス・アジャストメントはその他の包括利益に影響しないという本公開草案の第 29 項(d)(i)の提案に同意しない。ベーシス・アジャストメントの影響はその他の包括利益に認識すべきであると考ええる。
92. 本公開草案の第 29 項(d)(i)では、ヘッジされた予定取引が実行され非金融資産負債になる時、又は、非金融資産負債を取得するための予定取引が公正価値ヘッジを適用する確定取引になる時、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の金額をその他の包括利益を通さずに直接当該資産負債等の当初簿価に含める(ベーシス・アジャストメント)とされている。また、これは IAS 第 1 号で定める組替調整ではないとされている。
93. ベーシス・アジャストメントをその他の包括利益を通さないことに決定した理由として、BC139 項及び BC140 項では、その他の包括利益のある種の歪みは避けられないものであり(すなわち、ベーシス・アジャストメントのあった期又は全体の期間にわたってのいずれかで生じる)、トレードオフがあるが、ベーシス・アジャストメントのあった期間に組替調整を行うことの影響の方が、組替調整を用いないことによる全体の期間への影響よりも、誤解を招く度合いが大きいからとされている。
94. しかし、組替調整をせずキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から非金融商品項目へ直接充当すると、「包括利益=純資産の変動から持分所有者との直接的な取引に係る部分を除いたもの」という関係が成立しなくなる。これは包括利益の概念に反する処理である。また、純損益とその他の包括利益の通期合計がその他の包括利益累計額と利益剰余金(Retained Earning)合計に一致しなくなる。

以 上